別表一（一）
30欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

FB0107

御注意
1 期末の資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人のうち、次の①から③までのいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当する場合には、この表の上段の「非中小法人等」を○で囲みます。
①資本金の額若しくは出資金の額が五億円以上である法人　②法人税法第4条の7に規定する受託法人（2において「受託法人」といいます。）　③相互会社
2 「30」から「32」までの各欄は、期末の資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人、資本若しくは出資を有しない法人、一般社団法人等又は人格のない社団等（1に該当する非中小法人等、受託法人及び相互会社を除きます。）に該当する場合に記載します。

別表一(一)　普通法人（特定の医療法人を除く。）、一般社団法人等及び人格のない社団等の分……平二十三・四・一以後終了事業年度分

署受付印	平成　年　月　日 税務署長殿	所管	業種目	概況書	要否	別表等	※税務署処理欄	青色申告	一連番号
納税地	電話（　　）　－	事業種目						整理番号	
(フリガナ)		期末現在の資本金の額又は出資金の額	円	非中小法人等				事業年度(至)	年　月　日
法人名		同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの						売上金額	兆　十億　百万
(フリガナ)		同非区分	特定同族会社	同族会社	非同族会社			申告年月日	年　月　日
代表者自署押印	印	一般社団・財団法人の区分	非営利型法人	普通法人				申告区分	庁指定　局指定　指導等　区分
代表者住所		経理責任者自署押印	印					通信日付印	確認印
		旧納税地及び旧法人名等						省略	年　月　日
		添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書					年度処理事業	年　月　日

平成　年　月　日

事業年度分の　申告書

平成　年　月　日

（中間申告の場合の計算期間　平成　年　月　日　平成　年　月　日）

翌年以降送付要否	要	○	否 ○
適用額明細書提出の有無	有	○	無 ○
税理士法第30条の書面提出有	○	税理士法第33条の2の書面提出有	○

		十億　百万　千　円
所得金額又は欠損金額（別表四「44の①」）	1	
法人税額（36）又は（37）	2	
法人税額の特別控除額（別表六(六)「27」＋別表六(七)「16」＋別表六(八)「19」＋別表六(十)「23」＋別表六(十一)「22」＋別表六(十四)「32」＋別表六(十七)「24」＋別表六(十八)「22」＋別表六(二十一)「21」）	3	
差引法人税額（2）－（3）	4	
リース特別控除取戻税額（別表六(十二)「30」＋別表六(十五)「30」＋別表六(十八)「30」＋別表六(二十二)「30」＋別表六(二十五)「30」＋別表六(二十七)「31」）	5	
土地譲渡益留保金　課税土地譲渡利益金額（別表三(二)「24」＋別表三(二の二)「25」＋別表三(三)「20」＋別表三(四)「14」）	6	0 0 0
同上に対する税額（38）＋（39）＋（40）＋（41）	7	
課税留保金額（別表三(一)「32」）	8	0 0 0
同上に対する税額（別表三(一)「40」）	9	0 0
法人税額計（4）＋（5）＋（7）＋（9）	10	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11	
控除税額（((10)－(11))と(44)のうち少ない金額）	12	
差引所得に対する法人税額（10）－（11）－（12）	13	0 0
中間申告分の法人税額	14	0 0
差引確定法人税額（13）－（14）（中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、（17）へ記入）	15	0 0
法人税額の計算　中小法人等の場合　(1)の金額又は800万円×12/相当額のうち少ない金額	30	0 0 0
中小法人等の場合　(1)のうち年800万円相当額を超える金額（1）－（30）	31	0 0 0
所得金額（1）（30）＋（31）	32	
法人税額の計算　その他の場合　所得金額（1）	33	
土地譲渡税額の内訳　土地譲渡税額（別表三(二)「27」）	38	
同上（別表三(二の二)「28」）	39	
控除税額の計算　所得税の額等（別表六(一)「6の③」＋「23の計」）	42	
外国税額（別表六(二)「21」）	43	
計（42）＋（43）	44	
控除した金額（12）	45	
控除しきれなかった金額（44）－（45）	46	

		十億　百万　千　円
この申告による　所得税額等の還付金額（46）	16	
中間納付額（14）－（13）	17	
欠損金の繰戻しによる還付請求税額	18	外
合計　(((15)－(23))若しくは((15)＋(24))又は((24)－(19)))	25	0 0
欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七(一)「2の計」＋（別表七(二)「11」、「22」又は「31」））	26	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金（別表七(一)「3の合計」）	27	
申告後の申告場合　欠損金又は災害損失金等の当期控除額	28	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	29	
(30)の18％相当額	34	
(31)の30％相当額	35	

残余財産の最後の分配又は引渡しの日　平成　年　月　日　決算確定の日　平成　年　月　日

付を受けようとする金融機関等　金庫・組合　農協・漁協　出張所　本所・支所　預金　口座番号　ゆうちょ銀行の貯金記号番号　－

※税務署処理欄

法0301-0101

税理士署名押印　印

30欄

中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第42条の3の2第1項第1号」又は「同第2号」
②区分番号に、「00001」又は「00002」※
③適用額欄に、当該別表一(一)30欄の金額（円単位）を記載してください

※第42条の3の2第1項第1号「00001」
普通法人のうち当該各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本金若しくは出資を有しないもの又は人格のない社団等

※第42条の3の2第1項第2号「00002」
一般社団法人,一般財団法人（非営利型法人に限る）、公益社団法人、公益財団法人、認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、政党法人、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合等